

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案に係る意見募集の結果について

令和5年12月28日
デジタル庁戦略・組織グループ

「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について、令和5年10月2日から同月31日まで御意見の募集を行ったところ、3件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する考え方について、以下のとおりまとめました。

なお、お寄せいただいた御意見を考慮した結果とは別に、本来の趣旨・内容の変更を伴わない範囲において、案を一部修正している旨申し添えます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

	御意見の内容	御意見に対する考え方
1-1	第9条の電子情報処理組織による処分通知等について、電子証明書を併せて記録することを不要とする一方、第5条第3項の申請等の場合について改正しないこととするのは、なぜですか。	電子署名が行われた申請等について申請等を受け付ける行政機関等が電子署名を検証する必要があるところ、立会人型電子署名を検証するためには、各行政機関等が立会人型電子署名サービス事業者の信頼性を調査・確認し、検証環境を個別に整備する必要があります。そのような環境が各行政機関等に一律にあるとは言えないことから、第5条第3項は改正の対象には含めておりません。
1-2	第13条について、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に改正することは、概要資料の2. 内容 ③の技術中立的な規定ぶりへの改正をするものと思われる。 しかし、現行の規定であっても、括弧書きの規定により磁気ディスク以外の媒体も許容されていることは明確であり、技術中立的な規定ぶりであると考えます。 デジタル庁において、括弧書きまで含めた現行の規定が技術中立的な書きぶりではないと判断して今回の改正を行うのか、それとも現行の規定も技術中立的な書きぶりである	「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」との規定ぶりにおいても磁気ディスク以外の媒体の使用が可能である点について御認識の通りです。 「磁気ディスク」という特定の記録媒体の種類を指す文言を存置するよりも媒体の種類を示さない「電磁的記録媒体」とする形が、幅広い技術の使用が可能である旨のわかりやすさの観点から望ましいとの考えのもと、他の改正事項と併せて改正するものです。

	<p>が、より技術中立的な書きぶりとするために今回の改正を行うのか、どちらの認識でしょうか。</p>	
1-3	<p>第13条第1項のただし書きの追加により、クラウドサービス等の情報通信技術を踏まえた適切な方法によるべき旨が規定されます。</p> <p>ここでいう「クラウドサービス等の情報通信技術を踏まえた適切な方法」とは、第13条前段に規定する「当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」又は「電磁的記録媒体をもって調製する方法」のいずれにも該当しない第3の方法と認識するのでしょうか。</p> <p>それとも「当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」に含まれる方法であるが、クラウドサービスの利用を推進するために、あえて分けて規定したと認識するのか、どちらで考えるのでしょうか。</p>	<p>第13条第1項は、「当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」又は「電磁的記録媒体をもって調製する方法」のいずれにより作成等を行う場合も、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることを定めております。</p>
1-4	<p>第14条の氏名又は名称を明らかにする措置について、第2項の処分通知等の場合に電子証明書を併せて記録することを不要とする一方、第1項の申請等及び第3項の作成等の場合について改正しないこととするのは、なぜですか。</p>	<p>電子署名が行われた申請等について申請等を受け付ける行政機関等が電子署名を検証する必要があるところ、立会人型電子署名を検証するためには、各行政機関等が立会人型電子署名サービス事業者の信頼性を調査・確認し、検証環境を個別に整備する必要があります。そのような環境が各行政機関等に一律にあるとは言えないことから、第14条第1項は改正の対象には含めておりません。</p> <p>また、作成等の規定に関しては、今回の改正は地方公共団体からの改正要望も踏まえ処分通知等に関する規定の見直しを行うものであることから、第14条第3項は改正の対象には含めておりません。</p>
2	<p>「国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない」ための改正には大いに賛成ではあります。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>御意見は今後の施策立案検討の参考とさせていただきます。</p>

	<p>但し、本改正要件における電子署名等の制限の緩和をするのであれば、併せてその利便性を追求するため、各省庁が在宅勤務やその働き改革を推進するためにも、セキュリティに配慮しつつ、在宅で署名などを実施できるリモート署名を行えるようなことを推奨するように基盤環境を整えるべきと考え、僭越ながらも提言させていただきます。</p>	
<p>3</p>	<p>依然として民間のクラウドサービスの利用はあまり好ましいわけではなく（本質的に他社の管理するサーバに情報を置く事になるのであるし、その管理や通信・情報管理についての把握もあまり行えないであろうから（各種クラウドサービスについて、その仮想的なサーバの複製や各地で提供されているサーバホストの通信状況についての把握は困難であろう。）、その利用については限定されるべきであると考えるのであるが、第13条2項については、「行政機関等が、関係行政機関の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする。」として、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切と考える。（例えば、重要データは民間サーバには置かないようにする、通信等についての暗号化を適切に行う、等は重要と考える。）</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>御指摘の第13条第2項においては、当該条項が適用される規定ごとに、セキュリティ等の安全性の観点も含めて情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとしております。クラウドサービスを利用する場合も含め、手続等における情報通信技術の利用に当たっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、必要な情報セキュリティを確保するための対策を講ずることとなります。</p>